

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、内装監理の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日から○年○月○日の間、Cの内装監理業務応援のため長期出張し、その後、会社に戻り仕事をしていたが、同年○月頃、カウンセリングを受けたところ、うつ症状と言われ、同年○月には胃痛のような腹痛が出現するようになったという。請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「軽症うつ病エピソード」と診断され、同年○月○日、E医療機関を受診し、「十二指腸潰瘍、逆流性食道炎」と診断され、○年○月○日、F医療機関を受診し、「機能性ディスペプシア」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、休業補償給付支給請求書において、○年○月○日から同年○月○日までの期間は、「十二指腸潰瘍及び逆流性食道炎」の療養のため、同年○月○日から同年○月○日までの期間は、「機能性ディスぺプシア」の療養のために労働できなかったとして休業補償給付を請求している(以下「本件請求」という。)

(2) ところで、労災保険法における休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による「療養のため労働することができない」ために賃金を受けられない場合に支給されているところ、「療養のため労働することができない」とは、傷病治療のため医師より安静を命じられた場合、同治療上の目的から医師より就労を禁止された場合、同治療のための通院により労働できない場合等を意味するものであり、休業補償給付の請求に際しては、医師による休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病の経過等の記載が必要であるとされている。そこで本件の「機能性ディスぺプシア」に係る休業補償給付支給請求書の医師記載欄をみると、G医師による記名はなされているものの、請求人は、監督署担当者宛ての書面において、要旨、「診療担当者の証明印の未押印については、担当医が押印を拒否している。」と記載しており、F医療機関の診療録の○年○月○日及び同年○月○日の記載部分には、G医師による「休職の書類作成の希望あり、初診であり、また客観的に休職を必要とする根拠を提示できない。当院では書けないことを説明した。」と、同年○月○日の部分には、事務員による「労災の書類を記載して欲しいとのこと。G先生確認し記入できないとお伝え済み。」との記載

が認められる。以上の事実を照らすと、当該請求書の医師記載欄は真正なものとは考えられず、請求人自身が記名したものと推認される。

そうすると、当審査会としては、機能性ディスぺプシアに係る休業補償給付請求は、上記要件を満たすとは認められないものであることから、業務上外についての判断をするまでもなく、本件請求を認めることはできないものである。

(3) 請求人は、上記疾病の発症は、○年○月頃に業務上の事由により「軽症うつ病エピソード」を発病したことが原因であると主張していることから、念のため検討すると、以下のとおりである。

(4) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、H医師は、○年○月○日付け意見書において、請求人の申立て、会社関係者の申述及びI医師意見書を踏まえ、○年○月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病したと考える旨意見しているところ、当審査会としても、請求人が、同月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病したことは事実であると判断する。

(5) また、本件請求に関わる疾病である「十二指腸潰瘍、逆流性食道炎及び機能性ディスぺプシア」(以下「本件疾病」という。)についても、請求人の治療にあたったいずれの医師も「十二指腸潰瘍」、もしくは「機能性ディスぺプシア」であると意見しており、請求人が、本件疾病を発症したことは事実であると判断する。

(6) 請求人に発病したとされる当該「軽症うつ病エピソード」が業務上の事由によるものであるかを検討すると以下のとおりである。

ア ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

イ 請求人は、当該「軽症うつ病エピソード」の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、意見陳述書において、①「新規事業の担当になった」、②「顧客や取引先から無理な注文を受けた」、③「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」、④「上司が不在になる

事により、その代行を任された」、⑤「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」、⑥「配置転換があった」の6点の出来事を主張するほか、決定書理由に記載の⑦「仕事のペース、活動の変化があった」及び⑧「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」という2つの出来事についても主張している。

(ア) 上記①の、Cの内装監理業務は、「次期工事の内監業務受注につながる新規案件の担当であった」とする主張については、CはJ以外の施設ではあるが、基本的に同じ内装監理業務であるため、新規事業とは認められないものであることから、決定書理由に説示するとおり、出来事として評価しない。

(イ) 上記②の「テナントのオーナーからクレームを受けた」とする主張については、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみたとし、苦情の内容は事業者側の話であり、会社で対応できるものではなく、また、要望を示されたに留まるものであり、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 上記③の「テナント設計説明会で発表を強いられた」とする主張については、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」(平均的な心理的負荷の強度「I」)に相当するとみても、説明会は〇名程度で大きい規模とまではいえないことから、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(エ) 上記④の「疑義についての困難な調整役を押し付けられた。課長は、この定例会議に毎回出席すると言っていたが、疑義が大きくなるにつれて次第に出席しなくなった。」とする主張については、J課長は「国内出張精算書」によれば上記時期にCに度々出張していることから、決定書理由に説示するとおり、出来事として評価しない。

(オ) 上記⑤の「10人で分業していた業務を1人でこなさなければならなくなり、未経験の業務を手探り状態でやるしかなかった。」とする主張については、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の

(大きな) 変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に相当するものとみても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」にとどまるものであると判断する。

(カ) 上記⑥の「J 専門のK 課から外部施設のL 課に異動になった」とする主張については、同出来事を、認定基準別表 1 の具体的出来事「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に相当するものとみても、同じ内装監理業務であるため、以前に経験した業務であるといえることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(キ) 上記⑦の「仕事のペース、活動の変化があった」と主張する出来事については、「流れ作業におけるペースの変更等を評価する項目」であるため、決定書理由に説示するとおり、出来事として評価しない。

(ク) 上記⑧の「複数名で担当していた業務を 1 人で担当するようになった」と主張する出来事については、もともと外注業者の出勤はできる範囲とする契約内容であり、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(ケ) なお、「顧客から重大なクレーム(会社の信用を著しく傷つけるもの)を受け、その解消のために取引先と困難な調整に当たった」、「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」及び「上司とのトラブルがあった」は、発病後の出来事であるため検討しない。

ウ 以上のとおり、請求人の主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」が 1 つ、「弱」が 4 つであることから、その全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した当該「軽症うつ病エピソード」は、業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 請求人は、本件疾病は当該「軽症うつ病エピソード」が原因であると主張するが、当該「軽症うつ病エピソード」は業務上の事由によるものとは認められないことから、本件疾病についても業務上の事由によるものとは認められない。

(8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。